令和4年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和4年6月13日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

4 応招議員

清 水 健 一 1番議員 増田恭子 2番議員 3番議員 佐藤明孝 4番議員 平川 勇 6番議員 岡戸章夫 5番議員 川岸和花子 7番議員 加藤久幸 8番議員 中根信一郎 9番議員 告 筋 惠 治 10番議員 中根幸男 11番議員 西田 彰 12番議員 亀 澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 太田康雄 副町長 村 松 弘 教育長 比奈地敏彦 総務課長 村 松 成 弘 防災課長 小澤 幸 廣 企画財政課長 佐藤嘉彦 税務課長 鳥居孝文 住民生活課長 鈴木知寿

福 祉 課 長 平 田 章 浩 健康こども課長 朝 比 奈 礼 子 建 設 課 長 中 村 安 宏 定住推進課長 森 下 友 幸 上下水道課長 岡 本 教 夫 社会教育課長 松 浦 博

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

議案第45号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に ついて

議案第46号 森町税条例等の一部を改正する条例について

議案第47号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第48号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第49号 令和4年度森町一般会計補正予算(第3号)

議案第50号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第51号 太田川原野谷川治水水防組合の解散について

議案第52号 建設工事変更請負契約の締結について

<議事の経過>

議長

(中根幸男君)出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

発言の際には、マスクを着用して、着席のまま発言してください。

また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押 すようにお願いします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、議案第45号「森町消防団員等公務災害補償条例の一

部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君)川岸です。

こちらは、今回ただし書きの部分の削除によって、補償を受ける権利を貸付の担保とか差し押さえができないというようなことだと思うんですけれども、年金制度の強化のためという目的だと思うんですが、非常に分かりにくいので、どういう意味で年金制度の強化ということになるのか教えていただけたらと思います。

(中根幸男 君)小澤防災監。

(小澤幸廣 君) 防災監です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えします。

年金制度についての今回の改正の分かりやすい説明でございます。まず、どのような改正かということでございますが、老後の生活を支える年金等の受給権の保護の観点から、今回、年金等の受給権を担保として日本政策金融公庫等が貸付を行う年金担保貸付制度が廃止されるということによる改正でございまして、上位法の改正により消防団員等公務災害補償を受ける権利についても、担保に供することができなくなるというものでございます。

これはどのような背景からということでございますが、この年 金担保貸付事業については、年金受給者の一時的な資金需要に対 しまして、年金受給権を担保として小口資金の貸付を行う制度と して利用されてきましたが、本来生活費に充てられるべき年金が 返済に充てられ、利用者の困窮化を招くということ等が指摘され たことから、今回の廃止が決定されたという背景でございます。 以上でございます。

議 長 5 番議員

(中根幸男 君)5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君)分かりました。そちらの今回は消防団員 等の公務災害補償ということなんですけれども、他にもこの公務 災害補償をしているような条例があるんじゃないかなと思って、 今回、なぜ消防団だけなのかなと思いました。その点はいかがで しょうか。

議長

(中根幸男君)村松総務課長。

総務課長

(村松成弘 君)総務課長です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えをいたします。

今回の改正につきましては、この国民年金法等の一部を改正する法律に基づきまして、上位法であります消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことを受けまして、町の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するということでございますので、上位法の改正によりまして、今回の条例改正ということになったということでございます。以上です。

議長

(中根幸男君)5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君)では、森町に他にこういう部分が含まれている条例はないということでよろしいですね。

議長

(中根幸男君)村松総務課長。

総務課長

(村 松 成 弘 君)総務課長です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えをいたします。

町の職員の公務災害につきましては、共済組合等の関係で、共済組合の観点からそういった規定がございますので、町の条例では消防団以外はないのかなと思っております。以上です。

議長

(中根幸男 君)他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

日程第2、議案第46号「森町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君)川岸です。

今回の税条例の一部を改正するということで、当該証明書に住 所を書かない、表示しないということが挙げられていますが、こ この住所に代わる事項と書かれているのは、どういう事項が書か れるのかということが一点。

それと、住宅の税の控除みたいな説明があったと思うんですけれども、そういう文字が全然出てこないんですが、新旧対照表の どこの部分を指しているのか教えてください。

議 長 税務課長

(中根幸男君)鳥居税務課長。

(鳥居孝文 君)税務課長です。川岸議員の一点目の質問で、住所に代わるものの記載をしたものの交付を含むということで書かれていますけども、その件についてまず一点目をお答えします。

まず、この法第382条の4の規定を確認させていただきましたけれど、現時点においては、最終的には不動産登記の規則になりまして、規則上はまだ何も記載されていない状態になっております。ただ、その住所に代わるものということで、今現在森町として対応しているのは、アスタリスクマークで対応しております。米印と言うですかね。そちらで対応しておりますので、形としては森町と同様な対応で今考えております。最終的には、規定とか規則がまだ何も書かれておりませんので、不明でありますが、対応としてはそのような対応を考えております。以上です。

次の二点目ですけれど、住宅取得控除の関係、住宅取得控除の 規定でございますが、附則になります。ページですと、新旧対照 表の6ページになるかと思います。附則に基づき、附則の第7条 の3の2ということで、今回一部改正をしております。改正前ま でが入居日が令和3年まででしたが、令和7年までの入居に改正 しております。控除の適用が令和15年度まででしたのが令和20年 度までということで、こちらを改正しております。併せて、新旧 対照表の9ページから10ページにかかるところになります。現行 と改正案ですが、改正案については今回削除ということで、改正 案には記載が全くありませんが、現行をご覧ください。現行の附 則第26条「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別 税額控除の特例」ということで記載が今までありましたが、入居 日の延長がありましたので、ここは今後必要なくなりますので、 ここは削除しております。以上、住宅取得控除については二点に なります。以上でございます。

議長

(中根幸男君)5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) ありがとうございました。最初の一点目は米印でということで、二点目の住宅の控除の件も、この附則のところと最後の新型コロナウイルス感染症のというところがよくわかりました。その附則の第7条の3の2のところで、令和7年まで伸ばされたということと、令和20年度までということが新たに変更されたということなんですが、この平成21年から令和7年までというのと、その前の平成11年から平成18年までというこの期間はどういう意味なのか、わかればお願いします。

議 長

(中根幸男君)鳥居税務課長。

税務課長

(鳥居孝文 君)住宅取得控除の関係で、7条の3の2について、川岸議員の質問にお答えします。

7条の3の2の一、二、三行目から括弧書きで、「居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年まで」ということでなっておりますが、この19年から20年のこの2年間については、この住宅取得控除の適用がなかった時期が過去にあったということで、入居の条件がこのように除外されているところが記載されております。以上です。

議長

(中根幸男 君)他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君)私も今回の提案の中に三点あるということでありますが、最後の三点目の今の住宅借入金等特別税額控除のこの入居要件を少し知りたいんですが、どのような要件でしょうか。

議長

| (中根幸男君)鳥居税務課長。

税務課長

(鳥居孝文 君)税務課長です。西田議員の質問にお答えします。

入居要件ということについてですが、住宅取得控除ですので、まずローンの借入をします。その借入して建設した状態で、実質12月31日、入居日がこの場合ですと、令和7年12月31日に入居したということであれば該当します。1日でも、令和8年1月1日入居ということにもしなってしまった場合については、今回の改正について該当しないということで、あくまでも住宅が完成して実質入居した時期がいつかという判断になるかと思います。要件は、入居したかどうかです。以上です。年収はありませんで、今回については、所得税の。

議長

(中根幸男君)11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君)私が調べた限りでは、年収1,000万以下 というような条件があるようですけど。

議長

(中根幸男君)鳥居税務課長。

税務課長

(鳥居孝文 君)現在手持ち資料がありませんので、後ほどお答えいたします。

議長

(中根幸男君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

次に、日程第3、議案第47号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び日程第4、議案第48号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

日程第5、議案第49号「令和4年度森町一般会計補正予算(第

3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君)川岸です。15・16ページの土木費の住宅管理費、一番下のところです。定住推進課さんのご担当です。森山1団地の外壁改善工事についてなんですけれども、当初予算では34,400千円の事業だったんですが、今回の補正で17,700千円の事業になっております。進捗を図るというようなお話だったんですが、どのような内容で、どの程度の進捗なのか。これまでの合計で5,000万円ぐらい、5,000万円以上になりますので、どのような状況か教えていただきたいというのが一点。

それと、今回、国庫補助金として社会資本整備交付金を活用してということなんですが、そちらが2,490千円ということで、土木債として公営住宅建設事業債として15,200千円と、結構大きな補助額に対して大きな金額を町債として起債されているので、ここの何か起債の額の基準等があるのかなということを質問したいと思います。

議 長 定住推進 課 長 (中根幸男君)森下定住推進課長。

(森下友幸 君) 定住推進課長です。川岸議員の質問にお答えします。

まず、17,700千円の増額によってどのような事業を行うかということでありますが、当初予算では、森山1団地の長方形の建物でありますが、その前面南側、それから東側、その二面をまず建物としてはやって、それで附属棟、物置とかありますが、そちらの外壁工事をやろうと考えておりました。しかし、当初予算で計上していた国庫支出金17,200千円に対しまして、内示額が1,983万5,000円ということで、差額250万円余が多く付きました。それで、交付金を残してしまうというのはもったいないじゃないかということで、その交付金を全て使うような工事内容に変更しよう

ということで、どうやってその余分の交付金を使うかということで、どのように工事を変えるかって検討しました。今、東と南側だけをやるというような形でしたけれども、もう一面を増やして北面とかもやったらどうかとか、色々やったんですけれども、住民の方が住んでいる建物ですので、交付金に伴う事業費が大きがありまして、附属棟とかは後回しにしまして、住居棟の四面全を1年度でやってしまおうというように事業計画に変更いたした。ということに伴いまして、交付金は約250万円のアップだったわけなんですけれども、単費を増額して事業の進捗を一気に図ろうと、2か年でやろうとしていた事業を1か年で全て終わらせようということであります。それで、ご覧のように起債の額が15,000千円というように多額になっているということでございます。私からは以上です。

議 企画財政 課 長 (中根幸男君)佐藤企画財政課長。

(佐藤嘉彦君)企画財政課長です。川岸議員の二点目の ご質問にお答えをいたします。

まず、この公営住宅建設事業債についてですけども、充当率が100パーセントということになっております。基本的な算式をいえば、総事業費からいわゆる国庫金の控除財源、これを引いた残額に100パーセントということで充当できる額を起債をしているというところでございますが、今回の場合、総事業費が52,100千円、国庫金が1,969万6,000円ということで、その差し引きに100パーセントを掛けるわけですけども、当初予算で既に17,200千円を計上しておりますので、そこの差し引きでもって15,200千円の起債計上ということでさせていただいたというところでございます。以上です。

議 長 5番議員

(中根幸男君)5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 今の計画の変更ということが、よくわかりました。住んでいる方がおられるということを重視していただ

いたということで、やはり外壁を改修しなきゃいけないという状態に陥っていたということで、四面を全て改修工事することで、 住んでいる方にとってのメリットを教えていただきたいという点が一点です。

別の質問になりますが、そのページの上の建設課さんの0001町単独道路改良事業ということで、こちらは全部町道の法面を改修、法面対策という点なんですけれども、本町城下線・赤根円田線は測量設計業務委託ということで、まだこれから取り掛かるというところだと思うんですが、三点とも法面対策ということなので、きっと他にもこういう必要な場所があるのかなとそういうことを思ったんですが、この法面対策が多分危険だということでこうなったと思うんですが、その辺の内容を教えていただくのと、補償金2,000千円というのは、どのような補償金になるのかを教えてください。

議 長 定住推進 課 長 (中根幸男君)森下定住推進課長。

(森下友幸 君)定住推進課長です。川岸議員の一つ目の質問にお答えします。

森山1団地の外壁改修工事、こちらの工事をすることによって、住んでいる住民の方にどういうメリットがあるかというご質問だったかと思います。森山1団地の外壁の工事につきましては、もう築30年以上経過しまして、だいぶ劣化が進んでおりました。そのまま放っておきますと、外壁を通して水が漏れて部屋の中に水が入ってくるだとか、そういったこと。それから、躯体そのものの鉄筋とかが腐食しまして、躯体の構造を弱くするとか、色々悪影響を及ぼしますが、今のところ水漏れの水が内部に入ってくるような事故はありませんが、この外壁工事をやることによって、これ実際は森町の町営住宅長寿命化計画という計画に基づいて行っているわけなんですが、予防的な対策を行いまして、建物には耐用年数がありますが、その期間をなるたけ長く保って、住宅としての機能を維持し続けようとするものであります。

それから、国の交付金を使うに当たりまして、この国の交付金のメニューの細かい名前としまして、「公営住宅ストック総合改善事業」ということになっています。単なる維持補修ではこの交付金を受けられませんで、改善することが求められています。ですので、今回の外壁工事では、従来ありました外壁の塗装材を既存のものよりもグレードアップしまして、防水性のより高い、耐久性のより高い塗装に変えまして、より長く町営住宅として使えるようにする事業としています。ちょっと長くなってしまいましたが、そのようなことでメリットがある事業として、進捗させていきたいと考えているところです。以上です。

議 長 建設課長

(中根幸男君)中村建設課長。

(中村安宏 君)建設課長です。川岸議員の二点目以降のご質問でございます。15・16ページの0001の法面改修事業の件でご質問です。

まず、今回行います本町城下線、赤根円田線、それと栄泉寺線、この三点以外にも法面の対象箇所はあるのかというようなご質問でございますけれども、町道全体で見ますと、今正確な箇所図は把握はしておりませんけれども、数十か所以上は同じようなモルタルを吹付したような法面というのはあると思っております。他にもこういう今のこの三路線のような危険な状態のところはあるかというようなご質問だと思いますけれども、今建設課で把握している箇所としては、1か所ほどございます。ここは今回計上させてもらいました3か所よりも少し程度は軽い状況ではありまけれども、落石があったりというようなところで、今経過観察とけれども、落石があったりというようなところで、今経過観察というような扱いをさせていただいている法面は1か所ございます。法面対策というとかなりの金額がかかってきますので、損傷度とか交通量、そういうものを見た中で優先度を付けて順次対応をしていきたいなと思っております。

それから、二点目の補償費の2,000千円の内容はということで ございますけれども、これは町道栄泉寺線の法面整備に係る補償 費でありまして、改修する法面の付近にNTTの電柱が一本と架 空線があります。これがどうしても法面対策の工事をするに当た って支障となりますので、一度撤去して、仮設で切り回しを行い ますというような補償でございます。以上です。

議 長

5番議員

(中根幸男君)5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君)わかりました。危険な箇所がもう1か所、 ちょっと要注意というところが、支障がなければどこなのかを教 えていただきたいという点。

あと、補償費の件はよくわかりました。

あともう一点、建設課さんの橋梁長寿命化工事の8,800千円は、 令和3年度に補修設計をしていると思うんですが、この160号橋 と河原橋がそれぞれいくらかかるのかを教えてください。

(中根幸男君)中村建設課長。

(中村安宏 君)建設課長です。川岸議員の再質問にお答 えします。

一点目の危険箇所の具体的な場所はというようなご質問だと思 いますが、場所につきましては、葛布の入口に市川商店という商 店がありますけれども、その付近の法面が落石等が小規模にある というようなところで、ここは注視して今経過観察をさせていた だいているというところでございます。

それから、その下の段の道路メンテナンス事業(橋梁長寿命化) の8,800千円の内容についてのご質問でございます。まず、160号 橋につきましては、場所は病院の西側の太田川圃場北26号線とい うような路線にかかっております橋長12.6メーターの橋でありま して、当初は、伸縮装置というものがございまして、その取替と 橋面の舗装を予定しておりまして、それが13,500千円程を予定を しておりましたが、今回、追加で内示をいただきましたので、併 せまして加えまして、桁のひび割れの補修を行います。220万円 ほどかかりまして、トータル15,700千円というような事業費にお いて、160号橋の補修を完了させたいと考えております。

議 長 建設課長 それから、葛布の吉筋議員の北側の葛布線にかかる橋、河原橋でございますけれども、橋長は6.1メーターの橋梁でございます。当初は、予算措置はありませんでした。今回、追加で内示をいただきましたので、その橋梁の橋台の部分の足元がかなり洗掘されているというところで、ここの橋台の補強を今回660万円ほどかけまして、実施をする予定でございます。しかしながら、660万円では完了はちょっと難しいと思われますので、残りの橋面の舗装と桁の補修については、来年度以降の施工になると思われます。この辺の金額については、まだ積算されておりませんので、今のところ不明でございます。以上です。

議 長 11番議員 (中根幸男君)11番、西田彰君。

(西田 彰 君)三点ほどお願いします。

11・12ページ、3款2項1目、児童福祉総務費に関してです。 説明では、真に生活に困っている世帯の子育て世帯ということで すが、この世帯の中には生活保護を受けている世帯の子どもたち も含まれるのか。また、町の給付は7月下旬ぐらいと。また、二 本立てになっていまして、県は6月下旬ということですが、非常 に物価が高騰していまして、異常事態です。こう言った中で、町 も県の支給に合わせるぐらいに早くこの支給を進めるべきだと私 は思うんですが、どうでしょうか。

それから、4款1項2目の予防費、送迎タクシーが用意されるということですが、このワクチン接種は、その都度このタクシーの送迎が予算立てされてきました。利用実績はどうだったでしょうか。また、利用するだろう人たちへの案内はどのようにされてきたのか教えてください。

それからもう一点、17・18ページ、10款 6 項 3 目、文化振興費。 杭迫氏からの作品寄附、寄贈ということであります。過去に藤本 コレクションの絵画等の寄贈において、保管場所、保管方法など 試行錯誤をされたのではないかと思います。その後の管理も心配 だという声も聞いております。今回、900万余の費用をかけて、 今すぐ受け取る必要があるのかなと。式典をたぶん行うと思うんですけども、これに関係して必要な作品があるならば、最小限の作品等の輸送でいいんではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議 健康こども 課 長

(中根幸男君)朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君)健康こども課長です。西田議員のただ今のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の子育て世帯生活支援特別給付金の給付ですが、 生活保護の子どもの家庭が含まれるかということですが、含まれ ております。

二点目のこの支給の日程ですが、県の支給に合わせるべきではないかというようなご質問だと思います。今のところの町の支給の日程でございますが、まずは積極的支給案内、プッシュ型の案内なんですけども、これが7月11日に予定をしております。県が6月30日に支給という形だと思うんですけども、町につきましては、この予算の成立を待って、その後にシステム改修等が入りますので、どうしても30日に支給をするということは、日程的には難しいとなっております。ですので、その改修後に情報ができましたら、11日に案内をいたしまして、積極的支給、プッシュ型の支給の方については、7月29日金曜日に第1回の支給を予定してございます。なるべく早めに支給をしたいと思っておりますが、システム改修、それからこちらの準備等ということで、29日が最短となっております。

それから、三点目の送迎タクシーにつきましては、今回送迎タクシーの使用料としてということと、集団接種会場の送迎バス等の借上料と二つ上げております。送迎タクシーにつきましては、これは対象が例えば生活保護であるとか、それから要介護3以上の方、それとあと障害者手帳を持っていらっしゃる方で自動車税の減免を受けていない方が対象になります。それらの実績ですが、1・2回目の接種のときですけども、昨年の4月から9月の間に

ご利用の実績がございました。対象者としましては、全部で229名でした。実際に利用した方ですけども、実人数ですが33名です。利用率としましては、14.4パーセントとなっております。利用枚数というのがあるんですけども、一人につき1回のワクチンに2枚のタクシー券という形でそれを交付するんですが、初回は2回接種ですので、一人4枚のタクシー券を送らせてもらっているんですけども、その利用枚数としては123枚でした。それから3回目の接種につきましては、令和4年2月から4月の間にご利用がありました。対象者が222名。それから利用実人数につきましては、27名ということで、こちらが12.2パーセントとなっております。利用枚数につきましては、52枚ということです。ですので、高い利用率ではございませんけども、何らかの形でこのタクシーについては利用をしているという形になりますので、また4回目も同様に行っていきたいと思っております。以上です。

もう一点すみません。周知の方法なんですけども、送迎タクシーにつきましては、直接対象者の方にはタクシー券を送らせてもらう予定でおりますので、そのような周知の方法になります。以上です。

議 社会教育 課 長 (中根幸男君)松浦社会教育課長。

(松浦 博 君)社会教育課長です。西田議員のご質問に お答えをいたします。

17・18ページの文化振興費のご質問でしたけども、作品について、全てではなく一部を輸送されたらどうかというご質問であったかと思いますが、杭迫先生から町へ作品をご寄贈いただけるという先生のお気持ちに応えるために、全ての作品を輸送することでの予算を計上させていただいております。この通信運搬費、輸送代ですけども、金額は決して安い額ではございません。ただ、これは予測される今最大の額での計上をさせていただいております。今後、また予算をお認めいただければ、詳細に打合せをし、詰めていく中で金額はまた変わっていくものと考えております。

以上です。

議長

(中根幸男君)11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 一問目のやつは、確かに議会が28日でギ リギリの状況には状況だと思いますが、やはり早くシステムが改 修されればすぐやれると思いますので、是非早くやっていただき たいなと思います。

それから、ワクチン接種におけるタクシーの件ですが、対象者は1回目、2回目、そして3回目の対象者は220数名ということですが、実際には利用者は27名、33名。この対象になる220何名の方は、ワクチンの接種というのは何パーセントぐらい接種をされているかわかるんですか。

議 長

(中根幸男 君)朝比奈健康こども課長。

健康こども 課 長

(朝比奈礼子 君)健康こども課長です。西田議員の再質問にお答えします。

実際にこのタクシー券のご利用者の方が、ワクチンをどのくらい受けているかという細かいデータにつきましては、持っておりません。以上となります。

議長

(中根幸男君)11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) そうすると、このタクシー、今回また案内出してもこのぐらいの利用に終わってしまう可能性もあるということですよね。それで果たしていいのかなと。利用してもらい、接種もしてもらいたいというあれでやるんでね、と思いますが。

それと、杭迫さんの作品の件ですけども、確かにそういった寄贈をしていただけるという非常にありがたいことですが、保管方法なんかはどうするんでしょうかね。これには予算にはないんですけど、もう場所は決めてあるのか。それとも、新たにまた補正で提案されるのか。その辺どうなっていますか。

議長

(中根幸男君)朝比奈健康こども課長。

健康こども 課 長 (朝比奈礼子 君)健康こども課長です。西田議員のご質問にお答えします。

実際に、ワクチン接種は努力義務という形で強制ではございませんので、本人の接種する希望があれば接種するという形になりますので、そこは強制という形ではありません。ですので、こちらから対象となる今回の4回目は対象者がちょっと違いますけども、60歳以上の方、それから18歳以上の方については基礎疾患のある方でご希望する方という形になりますので、それらの対象者については、タクシー券を送付したいと思っております。以上となります。

議 長 町 長

(中根幸男君)町長、太田康雄君。

(太田康雄君) 杭迫先生からの作品の受領についての再度のご質問、私からお答えをさせていただきます。

先ほど社会教育課長からも答弁いたしましたように、先生から 名誉町民の授与に伴いまして、故郷森町に先生の作品等をご寄贈 くださるというご意志をいただきました。これに対しまして、町 としてお断りする理由はないと私は思っておりますので、名誉町 民を町が授与する方からいただくものに対して、町からこれはい ただきますけどこれは要りませんということも申し上げるべきで はないと考えておりますので、先生が故郷森町にくださるという ものについては、すべて受け入れるという姿勢でおります。

それで、おおよその寄贈品については数等はいただいておりますが、何しろ数が膨大でございます。主なものは先生の作品、また、先生が使用されたり使われた、また、収集された文房四宝と呼ばれる書道に用いる書道具ですね、そういったもの。それから、先生が収集された芸術院会員等の美術作品。そして、書にまつわる書籍でございまして、総数で300点以上ということです。しかし、この詳細については、今、先生が目録を作っていてくださいます。ただし、書家としての活動をされている中で、また、日展等の審査員も務められているという先生のスケジュールの中で作成をいただいておりますので、そこをあまりこちらから急いでくださいということも申し上げられないと思っております。先生も、ださいということも申し上げられないと思っております。先生も、

十分そこは急いでやらなくてはと言うお気持ちで取り組んでいただいているところでありますが、何しろ点数が膨大な数でありますので、今そういう状況でございます。そして、いただけるものの内容をこちらで把握しないと、物によって作品、あるいは美術品、美術品についても絵画なのか、彫刻なのか、焼き物なのか。そういった物によって保管方法も当然異なりますので、全ての内容が分かった時点で、正式に保管場所については検討してまいりたいと思っておりますので、その際には改めて予算もお願いすることになると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

そして、なぜ今全でをもらうのか、いただくのかということでございますけれども、この美術品、作品等の輸送については、大変な労力が必要になってまいります。ですので、先生の労力も必要ですし、こちらとしても受け入れる体制づくり等で予算もかかりますし、労力も必要となります。ですので、数回に分けてということよりも、一度に運んでしまいたいらことで、今回予算を計上させていただいておりますので、今考えうる最大とも言える額で予算要求をさせていただいておりますが、先生ご自身も森町に負担をかけてはいけないということを非常に強く考えていただいておりますので、先生からもこういった輸送方法がありますよというご提案もいただいておりますので、今後、内容を詰めながら実際の輸送に向けて進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長

長

議

(中根幸男君)ここで、しばらく休憩をします。

(午前10時30分 ~ 午前10時40分 休憩)

(中根幸男 君)休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員

(岡戸章夫君)6番、岡戸です。

12ページの健康こども課さんのところで、色々な子育て世帯へ の生活支援ということで、これは国の事業ではあるんですけれど も、そういった中で町独自の今のこのような世の中の状況の中で、 支援できる部分を何か考えておられるのかどうかというのお聞き したいんです。もうちょっと具体的に言いますと、町独自に例え ば給付金を出すとか、ちょっとそこまでは現実的ではないのかな と、自分も理解するんです。その中で、直接的でなくても間接的 に支援をするというのも一つの手かなと思っておりまして。3月 議会のとき、第一常任委員会の中でも話をださせてもらったんで すけれども、今物価が非常に高騰している中で、学校の給食費の 色々な食材とかが値上がりしているということで、そういったと ころでそれに伴って給食費も上げましょうじゃなくて、給食費は 物価は上がっているけれども、据え置きでということも一つ考え られると思います。そういった間接的な支援も考えられると思い ますので、その辺の子育て世代の生活支援の考え方がありました らお聞かせください。

議 **長**町 **長** (中根幸男君)町長、太田康雄君。

(太田康雄君)岡戸議員のご質問に、先に私から少しお答えさせていただきますが、町独自の支援策ということでございます。新聞等を見ますと、コロナ対応の地方創生臨時交付金を活用した子育で支援の国の給付金に上乗せをするというような報道もされております。また、給食費の助成などについても、報道がされております。これについて、この臨時交付金の活用の仕方であると思いますけれども、これについては今検討をしているところでございまして、最終日に補正予算をお願いする予定でおりますけれども、今の段階ではどのようなものにということは差し控えさせていただきますが、考えているのは、今実際に困っている方に届くような支援をという観点で考えております。ですので、それが子育て世帯なのか、あるいは高齢者世帯なのか。そういったところも考えながら、とはいうものの限られた交付金の範囲内

でありますので、より効果的な方法をということで、最終日に提 案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたし ます。

議 健康こども 課 長

(中根幸男君)朝比奈健康こども課長。

(朝比奈礼子 君)健康こども課長です。ただ今の岡戸議員 のご質問で一点、子育て世帯への支援についてお答えします。

先週の土曜日の日に、町で「子育てフォーラム2022」というものを開催いたしました。これにつきましては、子育で中の世帯、それから子育で支援の世帯、世代に来ていただいて、講演を聴いて、その後にフリートークで皆さまから色んなご意見をいただいております。こういう給付金のみではなく、色んな観点からどのように子育でを支援していったらいいかというようなご意見を皆さまからいただきまして、健康こども課、それから町としてどのようにこれから支援をしていくべきかというところを考えていきたいと思っておりますので、そのような形を今後続けていきたいと思っております。以上です。

議 長 6 番議員

(中根幸男君)6番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫 君)この件に関しましては了解いたしました。 ぜひ期待したいと思います。よろしくお願いします。

それともう一つは、変わりまして16ページのところで、建設課さんのところで町単独道路改良事業でございます。一般論的なことでお伺いしたいんですけれども、大体法面の工事ですと、まず支障木を伐採して、その面をコンクリート、モルタルみたいな吹付して抑えるという工法が一般的かなと思います。今ここに上がっていますのもおそらくそういった形になるのではないかなと思うんですけど、一般的なその工法についてお伺いします。支障木をまず伐採してその後の処理というのは、そのままにしておくとやはり法面が、何て言うのかな、木がなくなるということで土とか岩がダラダラと落ちてくるので、その支障木のその木の太さとか年数とかにもよると思うんですけれども、そのままにして、あ

る程度置いた方がいいのか。やはり伐採して、そういった危険を 回避した方がいいのか。そこら辺の工法的なものはどういうもの か、少し分かりましたら教えていただきたいですけど。質問が議 案から外れるようであればあれですけども。

議 長建設課長

(中根幸男君)中村建設課長。

(中村安宏 君)建設課長です。ただ今の岡戸議員のご質問にお答えします。

一般的な法面の工法につきましては、その法面の場所とか地質とか土質とか、そういうものによってある程度変わってくるということです。一般的に伐採した方が良いのか悪いのかというようなご質問ですけれども、この点については、ある程度やっぱり、後々せっかく施工した法面に悪影響が及ばないような形で伐採するというのが一般的な工法です。そして、あまり大きくならないような灌木的なものが生えてくれば一番いいんですけれども、またそこは経年を見ながら予防的に伐採するということも必要になってくる可能性はあると思います。

今回は、これから2路線については測量などをしながら、土質も見ながらということになるもんですから、具体的な工法というのはまだ分かりませんけれども、栄泉寺線につきましては、ある程度もう設計が終わっておりまして、基盤になる部分については、かなり良好な岩盤等も出ておりますので、そちらに今回は上の木を伐採した中でモルタル吹付ではなくて、もうちょっと強度を期待できるコンクリート吹付というようなものを行いたいと考えております。さらに、ご心配いただいていますその伐採した部分がまた荒れて落石等の心配があるじゃないかということですけれども、栄泉寺線につきましては、そのコンクリート吹付の上に防護ネットというものをさらに施工をしまして、将来的な落石にも備えるというような設計で進んでおります。以上です。

議長

(中根幸男君)他に質疑はありませんか。

2番、清水健一君。

2番議員

| (清水健一 君)清水でございます。

先ほどの18ページのところの、また文化振興費のところで、先ほど町長がお答えいただいた中でほぼ僕も納得をしとるんですが、300点以上をいただけるというお話で、具体的には何かというのはまだ決まっていないよという今のお話でしたが、そうなると、先ほど課長がご説明をしていただいた全部、今回の900万円ですかね。それ以下になんとか、これはマックスで今計算しているので、これ以上は大きくなりませんよというようなお話があったんですけども、300点となると、これもう文化財というと、特殊な車両だとか梱包方法も変わってくるような気がするんですけど、その辺はお変わりございませんでしょうか。

議 長 社会教育 課 長 (中根幸男君)松浦社会教育課長。

(松浦 博 君)社会教育課長です。ただ今の清水議員の ご質問にお答えをいたします。

美術品の輸送ですので、輸送についても、ただトラックにロープで縛り付けるというようなものではありません。あくまでも同じ運送業者の中にも美術専門の部門がございますので、そういうところでの輸送となります。また、そういったところの見積で計上をさせていただいているところです。以上です。

議 長 2番議員 (中根幸男君)2番、清水健一君。

(清水健一 君) ありがとうございます。

そうすると、今回、この予算の中でなんとかいただいたものを 森町まで運んでいただくよということだということですよね。

それとあと、まだこれは決まりじゃないのでお願いみたいな形になっちゃうかもしれませんが、実際に物が決まって、目録を先生に出していただいて、物が決まって、それを運送会社と詰めていくらとなったときに、その辺の具体的な、当然その後の保管方法とかというのも含めて、また予算の補正があるのかなというようには思いますけども、その辺の決まったことで結構なので、具体的なものを見せていただけるものなのかどうか。要するに、で

ないとまた細かい質問が、見えないところの質問がパンパン出て きそうな気がするので、そういう希望を持っておりますがどうで しょうか。

議 長

長

町

(中根幸男君)町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) ただ今は予算をお願いしているものでございまして、その予算を実際にどのように執行したかということは、決算においてお知らせをするわけでありますけども、その前にもう少し詳しいことを知りたいというご意見かと思います。今回の予算につきましては、運送に関わる経費ということで、先ほどから申し上げていますように、今後、保管のために必要な経費等もお願いさせていただきますので、そのときにはもう少し具体的な資料をこちらからお示しすると言うよりも、ご質問いただければお答えできるということかと思います。

議長

(中根幸男君)2番、清水健一君。

2番議員

(清水健一 君) 了解いたしました。ありがとうございま した。

議 長

(中根幸男君)8番、中根信一郎君。

8番議員

(中根信一郎 君) 8番、中根でございます。

説明書の14ページ、上下水道課さんの飲料水供給施設の整備事業ということで、追加で1,000千円。これについては新たに追加の必要があるということで、一応お伺いをしますが、薄場町内会の関わりかなと思ってはいますが、確認の意味でお伺いをいたします。

それと、16ページの建設課の0001の法面対策ということで、町道の本町城下線が入っていたかと思いますが、場所的には三軒家の天宮との境のところかなと思ったんですが、そこがそこであるかどうかの場所の確認。

それと、0004の交通安全対策事業の中の町道の改築工事用地費 と町道の改築工事補償費。この補償費については、先ほど栄泉寺 等のNTTの電柱等の補償と同じような補償費なのか、その辺の 内容が分かればお伺いしたいと思います。

もう一点、その下の定住推進課の森山団地の外壁改善工事の管理業務委託料。これ800千円ということで、改修工事だと思いますので、補償的なもの、これがあるのかないのか。たまたま袋井消防庁舎の件もあったりしますので、引き渡し後、何らかの症状が出たときの補償とかなんかが入っているのかどうかを確認させていただきたいと思います。以上です。

議長

上下水道 課 長

(中根幸男君)岡本上下水道課長。

(岡本教夫 君)上下水道課長です。中根議員の一点目の ご質問にお答えいたします。

14ページの飲料水供給施設整備事業1,000千円でございますけれども、おっしゃるとおりでございまして、薄場町内会の水道組合、給水個数が31戸、給水人口80人でございますけれども、こちらの水源地からろ過施設までの導水管の布設替工事と、管理用通路の整備にかかる経費でございます。以上です。

議 長建設課長

(中根幸男君)中村建設課長。

(中村安宏 君)建設課長です。中根信一郎議員の二点目、 三点目のご質問にお答えします。

16ページのご質問です。まず、本町城下線の法面の施工箇所についてのご質問であります。中根信一郎議員がおっしゃられましたとおりでありまして、天宮の赤松と城下のちょうど境目にある法面となります。

二点目の交通安全対策事業につきましてのご質問で、補償の内容はということでございますけれども、これにつきましては、用地費につきましては当初8筆の一部について買収を予定しておりましたけれども、今回の補正で1筆の一部を追加いたしまして、トータルで577平方メートルの用地買収を今年度にさせていただくというような内容でございます。

それから補償費につきましては、当初は建物7件、それから流 木等の補償2件というような予定をさせていただいておりました けれども、今回の補正によりまして建物1件を追加しまして、その費用として32,830千円の増の補正ということで計上をさせていただいております。以上です。

議 長 定住推進 課 長 (中根幸男君)森下定住推進課長。

(森下友幸 君)定住推進課長です。中根議員の質問にお答えします。

予算書では、森山1団地外壁改善工事監理業務委託料ということで、800千円の補正をお願いしているところです。当初予算では2,800千円を計上していますので、合計で3,600千円ということになりますが、こちらにつきましては、工事の工事監理業務を建築士さん等にお願いする委託料でありまして、工事を適正に、専門的な技術的な知識を我々持っていませんもんですから、そういった建築士さんにそういった行為の管理をお願いするという委託料になっております。

質問の中に、工事の内容でその後何か損害が出た場合に補償はあるか、いわゆる瑕疵担保のことを質問されているのではないかと思いますが、瑕疵担保に関しましては、工事請負契約書の中に実際にその工事を請け負って施工した業者が、その瑕疵担保責任を持つというようになっております。手元に工事請負契約書の約款がないものですから正確にはお答えできませんが、工事における瑕疵担保責任については、工事を実際に請け負った請負業者が負担するということでお答えしたいと思います。以上です。

議 長 8番議員

(中根幸男君)8番、中根信一郎君。

(中根信一郎 君) ありがとうございます。

二点ですね、交通安全対策事業の関係の町道改築工事の用地費と、それと補償費ですが、今回のやつで全て用地が終わったのかどうか。まだ十分残っているとか、その辺の概要で結構ですので分かる範囲でお伺いをいたします。

それと、森山団地の件については、業者が責任を持つということだと思いますので、了解をいたしました。ですので、用地の件

と補償費の件だけお伺いをしたいと思います。

議長

(中根幸男君)中村建設課長。

建設課長

(中村安宏 君)建設課長です。中根信一郎議員の再質問にお答えします。

交通安全対策事業の用地の取得、それから補償の完了については、どのくらいが完了しているかというような趣旨のご質問だと思いますけれども、今、町では便宜的に天宮区画整理境から森小学校の現在の正門の付近までを第一工区として、そちらの用地買収、それから補償について、集中的に行っている状況であります。その一工区に関して言いますと、正確には計算しないと分かりませんけれども、感覚的な話では、7割ほどの用地については取得済み又は交渉がほぼ終了しているというような土地になります。補償についても、あと契約が完了していない家屋、契約できていない建物については3件ほどございますが、来年度以降補償をさせていただく予定で考えております。以上です。

議長

(中根幸男君)他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

次に、日程第6、議案第50号「令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

日程第7、議案第51号「太田川原野谷川治水水防組合の解散について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

日程第8、議案第52号「建設工事変更請負契約の締結について」 を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 六点ほどあります。

まず一点は、この請負契約は昨年9月21日でしたか、締結されていると。これって議会への提案、承認案件として出されていたんでしょうか。

二点目は、第5工区ですよね、今回。それで、この工事はどこまで進んでいるのでしょうか。残りは何メートルあるんでしょうか。岩盤があることは、いつ判明したのでしょうか。それで、工期は令和4年、今年の3月14日となっていたわけですが、なぜここまで契約変更がずれ込んできたのか。

それに三点目は、過去にこんな大幅な請負変更契約をした工事 があったでしょうか。

四点目。工事箇所、調査設計費用も予算化されていたと思うんですよね。調査設計が甘かったのではないかというように思いますが、いかがでしょう。

五点目。入札には町内8社が参加しているんですね。倉見建設さんが最低価格と。それで、仮にですね今回、他の業者が契約していても、今回のような大幅な工事変更契約が行われた可能性があるんでしょうかね。あるんでしょうね、岩盤が出てきてしまったということですから。

それから、公共下水の繰越明許費が議会に提示されています。 この中にこの予算が入っているのでしょうか。公共工事水道事業 特別会計繰越明許費。以上、質問します。

長 (中根幸男君)岡本上下水道課長。

(岡本教夫 君)上下水道課長です。

まず一点目のご質問で、昨年度議決案件として提出されたかと

議 長上下水道

課 長

いうことでございますが、これにつきましては、議会の議決に付すべき契約予定価格50,000千円以上の工事又は製造の請負というものに該当しておりませんでしたので、昨年度の当初の請負契約は4,488万でございましたので、議決案件としては提出してはございません。

それから岩盤の関係でございますが、本工事におけます全体延 長が約376メートルございまして、このうち約299メートル、パー センテージで言いますと約79.5パーセントの区間が岩盤でござい ました。非常に硬い岩盤層ということでございまして、コンクリ ートを取り壊すのとほぼ同様の作業となってございまして、1日 に掘削できる延長としましても2メートルから3メートル程度で ございました。これに対して、下水道管の材料の一本の長さとい うのは4メートルでございますので、岩盤掘削をして下水管を布 設しようとすると、掘削したままの状態で道路開放するか、夜間 工事を実施して管を布設するということをせざるを得なくなりま すが、本工事の地内は住宅密集地でございますので、安全、騒音、 振動等を考慮しますと、岩盤掘削のみを先行させて実施して、そ の後一旦埋め戻して仮復旧をする。その後で、岩盤掘削が計画の 延長区間が終わりましたら、後から本管の布設工事をもう一度掘 削をして、管を布設するという二重の作業になったことが増額の 要因となっております。

昨年度の委託調査の中でわからなかったのかということでございますけれども、地質調査をするのは、新たに認可の変更を取得するとき及び開削ではなく推進工事をやるときに地質調査を実施してございます。本現場につきましては開削工事でありましたので、ここの地点の地質調査というのは未施工でございました。ただし、工事を請け負いますと、試験掘削というのを業者さんに頼んで試験掘削をやるわけでございますが、そのときには確かに岩盤が出てきましたよということで報告は受けております。

過去にこれだけの増額があったかということでございますが、

過去になかなか例を見ないというのは確かでございます。

それから、繰越計算書の中の経費に入っているかということに つきましては、この繰越明許費の中にこの5工区の増額の工事費 も含まれております。以上です。

議 長

(中根幸男君)岡本上下水道課長。

上下水道 課 長

(岡本教夫 君) すみません、答弁漏れがありました。も し他の業者が請け負った場合はどうかということでございました が、この現場条件でございますので、どの業者が取りましても同 じ結果になったということで認識しております。以上です。

議長

(中根幸男君)11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君)結論を言うとね、これだけ2,000万余の契約変更となると、もう一度もうここで仕切り直しして、ここはもうできたところはできたで、倉見建設さん。それで、もう一度契約し直したらどうですかと思いますけど。2,000万ですからね。最初の予定が4,000万で、半分以上がね。それはできないんですか。

議 長

(中根幸男君)岡本上下水道課長。

上下水道課 長

(岡本教夫 君)上下水道課長です。ただ今の西田議員の ご質問は別契約でどうかという内容かと思いますけれども、もう 一本新たに追加で工事を起こしますと、その分の諸経費というの がまた別にかかるわけでございますので、今発注している工事に 追加した方が請負比率もかかるということで、経済的だという判 断でございます。以上です。

議 長

(中根幸男君)11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君)特殊な機械を使うということで、多分森町のこの業者、倉見さんも持っていないと思うんですよね。それをどのようにリースするのか、下請けでそういった専門にやっている業者にあれするのか。そういうことを考えると、町内のあれではないということになりますよね。リースするにしても、他の業者にやってもらうにしても、かえって倉見さんがそのまんまや

るよりも、実際には安く上がるという可能性もあるんですよね。

議 長 上下水道

課 長

(中根幸男 君) 岡本上下水道課長。(岡本教夫 君) 上下水道課長です。

(岡本教夫 君)上下水道課長です。工事の積算としましては、やはり直接、工事費が大きくなるほど諸経費というのが下がるという仕組みになっておりますので、今おっしゃっていますように分離して発注すると、やはり経費の分は上がるということと、分離することが妥当かどうかということを考えたときに、これは交付金ももらっているもんですから、どちらが経済的かという比較は当然求められますし、明らかに分離した方が経済的だということになれば当然我々もそちらを選択したんですが、分離がやっぱりできないという中で、一つの工事として今回やらせていただいたという格好になっております。

それから今の進捗につきましては、本管は3分の2程度布設が 今終わっておる状況でございます。以上です。

議長

(中根幸男君)他に質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 今の説明の中で水道課長が説明していただいたんですが、やっぱりなぜこの時期にとか、なぜこの金額がとかというその経緯がはっきり分からないので、その経緯を詳しく教えてください。

議 長上下水道

長

課

(中根幸男君)岡本上下水道課長。

(岡本教夫 君) すみません。まず当初の契約でございますが、別紙に書いてあるとおりでございますが、令和3年9月21日に44,880千円で倉見建設株式会社と契約いたしました。

それから当初の工期ですけれども、令和3年9月22日から令和4年3月18日まで工期ということでございました。ですが、先ほども申し上げましたとおり、試験掘削等をして岩盤の確認をした後に工事を進めていく中で、令和4年3月14日に工期延長のみの変更契約をいたしました。これにつきましては、当初の工期を令和4年8月10日まで延長するというものでございます。その時点

で、まだ岩盤掘削がほぼほぼ進んでおらない状態だったもんですから工期は延長しましたが、金額変更につきましては、その時点ではまだわからないというような状態でございました。確定していないという状態でございましたので、それがこの5月末時点になりまして、本管工事が大方、3分の2程度終わってきまして、だいたいこれぐらいで行けるだろうということで、金額が確定したということで本議会に上程させていただいたということでございます。以上です。

議長

(中根幸男君)5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君)では、3月14日の時点では、この金額がこんなに増えるだろうというのはまだ想定できなかったということで、5月末の時点で、「あ、これは結構金額が嵩んでくる。」と分かったということだと思いますが、8月10日完了見込ということで、その工期は大丈夫そうなんでしょうか。

議長

(中根幸男君)岡本上下水道課長。

上下水道

課長

(岡本教夫 君) これにつきましては、元請けの倉見建設さん、それから下請けさんも含めて実工程というものを出していただいた中で決めた工期ですので、ここの工期以上に伸びることはないということで思っております。以上です。

議長

(中根幸男 君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月23日午前9時30分、本会議を開会し、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

(午前11時23分 散会)